

放射線機器保守点検業務（3） 仕様書

1 目的及び総則

徳島県立海部病院「放射線機器保守点検業務（3）」は、この仕様書に基づき実施するものとし、放射線機器の正常かつ有効な稼働を常時維持し、円滑な病院運営を行うことを目的とする。

この仕様書は、委託業務の概要を示すものであり、業務を実施するために必要な付随的業務についても委託業務の範囲内とする。なお、この仕様書に定める内容のほか、従前の保守契約で実施の業務や疑義が生じた場合など詳細については、病院担当者の指示により、誠実に業務を履行するものとする。

2 委託業務の内容

受注者は、委託業務の対象機器の正常かつ有効な稼働を常時維持するために、受注者の責任において、必要な保守点検、調整、修理及びこれに伴う部品等の交換を行うものとする。

以下に定める事項のほか、対象機器別の業務内容については別添「放射線機器保守点検業務（3）仕様書（機器別）」に示すとおりとする。

（1）契約期間

保守業務の委託は、令和8年4月1日から令和10年3月31日の長期継続契約（2年間）とする。なお、機器毎の契約期間については別添「放射線機器保守点検業務（3）仕様書（機器別）」に示すとおりとする。

（2）定期保守

受注者は、予防保全を目的として、定期的に点検・整備・調整を行い、正常に稼働することを確認するものとする。また、機器メーカーの示す点検項目に基づき、適切に業務を行うものとする。

なお、点検回数については別添「放射線機器保守点検業務（3）仕様書（機器別）」に示すとおりとし、点検時期については発注者と協議のうえ、年度点検計画書を作成し提出するものとする。

（3）緊急保守

受注者は、発注者から障害発生の連絡を受けた場合は、直ちに専門技術者を派遣し所要の保守修理を実施し、正常に稼働するよう修復するものとする。

（4）部品等の交換

受注者は、委託業務の実施に際して部品等の交換が生じた場合には、受注者の負担に属するものについては速やかに交換し、交換費用が発注者の負担に及ぶものについては速やかに発注者に報告し、指示を受けるものとする。

なお、発注者の費用負担分については、価格交渉に応じるものとする。

(5) 作業報告

受注者は、点検・修理等の作業終了の都度報告し、委託業務が完了したときは、作業報告書を2部作成のうえ病院担当者に提出し、検収及び承認を受けるものとする。

(6) 業務実施体制

委託業務に従事する者は、業務に必要な専門知識・技術・経験を有する者であること。

障害発生時に速やかに所要の保守修理に応じられる保守人員体制と部品調達体制が整備されていること。なお、原則として、24時間以内に復旧させること。

また、システム操作に関する質問やトレーニングについて電話や現地にて回答できること。

電話回線及びコンピュータ回線を使用したオンラインの故障診断に対応する場合には、ウイルス対策について、必要かつ十分な対策を講じること。

(7) 委託業務の対象機器

	機器名	型 式
1	DRシステム一式	AeroDR fine motion
2	MRI用造影剤注入装置	ソニックショット7

(8) 契約期間中の機器更新等

契約期間中に病院都合による機器更新、そのほか定価及び仕様内容に追加、削除、変更がある場合は、発注者と協議のうえ、委託料を変更できることとする。

(9) 契約期間中のサポート終了宣言等

仕様書記載の対象機器のうちで、契約期間中に機器メーカーからサポート終了等の宣言がされた場合は、発注者と協議のうえ、当該機器を業務範囲から削除し、委託料を変更できることとする。

なお、サポート終了等宣言後も機器メーカーの延長保証が可能な場合は、発注者と協議のうえ、委託料を変更できることとする。

(10) 契約期間中の物価水準の変動等

物価水準の上昇（ヘリウム等資源、原材料、部品価格、輸送コストの高騰、為替相場の急激な変動を含む）により保守料金の維持が困難となった場合は、受注者は事前に書面で協議し、両者が合意した場合に限り、保守料金を変更できることとする。

(11) 業務実施場所

徳島県立海部病院（徳島県海部郡牟岐町大字中村字杉谷 266）